

# 令和2年度第1回（令和2年8月実施）

## 運行管理者試験問題【貨物】

（制限時間 90 分）

### 1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を經營する者が他の一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を經營する者の行う運送（自動車を使用し、て行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。
3. 特別積合せ貨物運送とは、特定の者の需要に応じて有償で自動車を使用し、營業所その他の事業場（以下「事業場」という。）において、限定された貨物の集貨を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。
4. 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

問 2 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転等の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、3 ヶ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
2. 事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
4. 運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録しなければならない車両は、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である。

問 3 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の安全管理規程等及び輸送の安全に係る情報の公表についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定により安全管理規程を定めなければならない事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の保有車両数が 100 両以上の事業者は、安全管理規程を定めて国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3. 事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める①輸送の安全に関する基本的な方針、②輸送の安全に関する目標及びその達成状況、③自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 事業者は、法第 23 条（輸送の安全確保の命令）、法第 26 条（事業改善の命令）又は法第 33 条（許可の取消し等）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基つき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者の営業所にあつては、当該営業所と当該営業所の車庫間において、当該営業所で管理するI T点呼機器を用いたI T点呼を行うことができる。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
- ④ 貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること。

2. 同一事業者内の全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Gマーク営業所)間でI T点呼を実施した場合、点呼簿に記録する内容を、I T点呼を行う営業所及びI T点呼を受ける運転者が所属する営業所の双方で記録し、保存すること。

3. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。

4. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。

問5 一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車（鉄道車両（軌道車両を含む。）と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から15日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書（以下「事故報告書」という。）を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
2. 事業用自動車の運転者が、運転中に胸に強い痛みを感じたので、直近の駐車場に駐車し、その後の運行を中止した。当該運転者は狭心症と診断された。この場合、事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
3. 事業用自動車（高速自動車国道法に定める高速自動車国道において、路肩に停車中の車両に追突したため、後続車6台が衝突する多重事故が発生し、この事故により6人が重傷、4人が軽傷を負った。この場合、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報することにより、国土交通大臣への事故報告書の提出を省略することができる。
4. 自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障により、事業用自動車（運行できなくなった場合には、国土交通大臣に提出する事故報告書に当該事業用自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

問6 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 自動車事故報告規則第5条（事故警報）の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、事故を発生させた運転者に限り、指導及び監督を行うこと。
2. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの）を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。
3. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、かつ、これに基づき指導及び監督を行うこと。
4. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

問7 一般貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運行の安全を確保するために、事業者が行う国土交通省告示で定める特定の運転者に対する特別な指導の指針に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 軽傷者（法令で定める傷害を受けた者）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の□A□間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させなければならない。

2. 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前□B□間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）に対して、特別な指導を行わなければならない。

この指導の時期については、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後□C□以内に実施する。

A ① 1年 ② 3年

B ① 1年 ② 3年

C ① 1ヵ月 ② 3ヵ月

問8 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる業務の記録についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業用自動車に係る運転者の業務について、休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時を、当該業務を行った運転者ごとに「業務の記録」（法令に規定する運行記録計に記録する場合は除く。以下同じ。）に記録させなければならない。ただし、10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。

2. 事業用自動車に係る運転者の業務について、道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合にあつては、その概要及び原因について、当該業務を行った運転者ごとに「業務の記録」に記録をさせなければならない。

3. 事業用自動車に係る運転者の業務について、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあつて、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で30分以上待機したときは、①集貨地点等、②集貨地点等に到着した日時、③集貨地点等における積込み又は取卸しの開始及び終了の日時、④集貨地点等から出発した日時等を、当該業務を行った運転者ごとに「業務の記録」に記録させなければならない。

4. 事業用自動車に係る運転者の業務について、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあつては、「貨物の積載状況」を「業務の記録」に記録させなければならない。ただし、当該業務において、法令の規定に基づき作成された運行指示書に「貨物の積載状況」が記載されているときは、「業務の記録」への当該事項の記録を省略することができる。

## 2. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、自動車の用途を廃止したときには、その事由があった日から15日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示しているときは、自動車検査証を備え付けていなくても、運行の用に供することができる。
2. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証又は検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合には、その再交付を受けることができる。
4. 検査標章は、自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。

問 11 道路運送車両法に定める検査等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢 (①～⑥) から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

(※法改正により一部改変)

1. 登録を受けていない道路運送車両法第 4 条に規定する自動車又は同法第 60 条第 1 項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う  を受けなければならない。
2. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う  を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から  以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
4. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、 を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

① 新規検査	② 継続検査	③ 構造等変更検査
④ 予備検査	⑤ 15 日	⑥ 30 日

( 行政書士高橋孝也うめさと駅前事務所 )

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス (告示で定める部分を除く。) は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が 60% 以上であることが確保できるものでなければならない。
2. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものの原動機には、自動車が時速 90 キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
3. 自動車の後面には、夜間にその後方 150 メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ (セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離) 12 メートル (セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13 メートル)、幅 2.5 メートル、高さ 3.8 メートルを超えてはならない。

### 3. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
2. 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。
3. 車両は、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、徐行しなければならない。
4. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量8,500キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）における最低速度は、時速50キロメートルである。

問 14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下「前車」という。）の右側を通行しなければならない。ただし、法令の規定により追越しを禁止されていない場所において、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければならない。
2. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
3. 車両は、法令に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分においては、他の車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）を追い越そうとするときは、速やかに進路を変更しなければならない。
4. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

問 15 道路交通法及び道路交通法施行令に定める酒気帯び運転等の禁止等に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- (1) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- (2) 何人も、酒気を帯びている者で、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、してはならない。
- (3) 何人も、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- (4) 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が(1)の規定に違反して運転するしてはならない。
- (5) (1)の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつきミリグラム以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

A ① 運転を指示 ② 車両等を提供

B ① 車両に同乗 ② 機会を提供

C ① 0.15 ② 0.25

© 運行管理者試験対策.net

( 行政書士高橋孝也うめさと駅前事務所 )

問 16 道路交通法に定める交差点等における通行方法についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
2. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
3. 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。
4. 左折又は右折しようとする車両が、法令の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

問 17 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、点数制度による処分に至らない場合であっても運転免許の停止処分を行うことができる。
2. 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のもの（当該講習を受ける必要がないものとして法令で定める者を除く。）は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った「高齢者講習」を受けていなければならない。
3. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該歩行者等の直前で停止することができるような速度で進行し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。
4. 下の道路標識は、「車両は、8時から20時までの間は停車してはならない。」ことを示している。



「道路標識、区画線及び道路標識<sup>\*</sup>に関する命令」に定める様式  
斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

※本試験問題をそのまま表記しているが、おそらく「道路標識、  
区画線及び道路標示に関する命令」の誤植だと思われる。

#### 4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。
2. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
3. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
4. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年を超える期間について締結してはならない。

問 19 労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、労働安全衛生規則に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3 ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
2. 事業者は、事業者が行う健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
3. 事業者は、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6 ヶ月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
4. 事業者は、労働安全衛生規則で定めるところにより、深夜業に従事する労働者が、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した場合において、その健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取は、当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から4 ヶ月以内に行わなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていづれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の  等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
2.  は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その  に努めなければならない。
3. 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、、又は休日に労働させるための時間外・休日労働協定をする場合において、改善基準告示に定める所定の事項に十分留意しなければならない。

- |   |            |            |
|---|------------|------------|
| A | ① 労働時間     | ② 運転時間     |
| B | ① 使用者      | ② 労働関係の当事者 |
| C | ① 維持       | ② 向上       |
| D | ① 休息期間を短縮し | ② 労働時間を延長し |

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. トラック運転者の拘束時間は、1ヵ月について284時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について6ヵ月までは、1ヵ月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができるものとする。
2. トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。ただし、1週間における運行が全て長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、当該トラック運転者の住所地以外の場所におけるものである場合においては、当該1週間について3回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。
3. 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日についての拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える場合に限り、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。
4. 業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続9時間(改善基準告示第4条第1項第3号ただし書に該当する場合は継続8時間)以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。この場合において、分割された休息期間は、1回当たり継続2時間以上とし、2分割又は3分割とする。また、1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければならない。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 3 日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間及び連続運転時間に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

前日：休日

始業時刻														終業時刻
6:30													18:40	
1 日目	業務前点呼	運転	休憩	運転	荷積み	運転	休憩	荷下ろし	運転	休憩	運転	休憩	運転	業務後点呼
	20分	2時間	30分	1時間	20分	1時間20分	1時間	15分	2時間30分	10分	1時間	15分	1時間	30分
	営業所												営業所	

始業時刻														終業時刻
5:00													17:05	
2 日目	業務前点呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	休憩	荷積み	運転	休憩	運転	業務後点呼
	20分	1時間	15分	1時間	30分	1時間30分	20分	1時間	1時間	20分	3時間	10分	1時間10分	30分
	営業所												営業所	

始業時刻														終業時刻
5:30													17:50	
3 日目	業務前点呼	運転	休憩	荷下ろし	運転	荷積み	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	休憩	運転	業務後点呼
	20分	2時間	30分	15分	2時間	20分	1時間	1時間	2時間	20分	1時間	5分	1時間	30分
	営業所												営業所	

翌日：休日

(注)「高速自動車国道のサービスエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間を延長できる場合」には該当しないものとする。

1. 各日の拘束時間は、1 日目は 12 時間 10 分、2 日目は 12 時間 5 分、3 日目は 12 時間 20 分である。
2. 各日の拘束時間は、1 日目は 13 時間 40 分、2 日目は 12 時間 5 分、3 日目は 12 時間 20 分である。
3. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1 日目及び 3 日目であり、2 日目は違反していない。
4. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1 日目及び 2 日目であり、3 日目は違反していない。

問 23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 ヶ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の 1~4 の中から違反している事項をすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1 人乗務とし、「1 ヶ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の 1 ヶ月は、当該協定により 1 ヶ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労働協定」があるものとする。(※法改正により一部改変)

(起算日)

第 1 週		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	週の合計時間
	各日の運転時間	7	6	8	6	7	9	休日	43
	各日の拘束時間	11	10	12	10	11	13		67

第 2 週		8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	週の合計時間
	各日の運転時間	9	10	9	5	7	5	休日	45
	各日の拘束時間	13	15	13	9	11	9		70

第 3 週		15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	週の合計時間
	各日の運転時間	9	5	10	6	9	5	休日	44
	各日の拘束時間	15	9	15	10	13	9		71

第 4 週		22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	7	5	9	9	8	休日	44
	各日の拘束時間	10	10	9	15	13	12		69

第 5 週		29 日	30 日	31 日	週の合計時間	1 ヶ月(第 1 週~第 5 週)の合計時間
	各日の運転時間	8	7	8	23	199
	各日の拘束時間	11	10	11	32	309

(注 1) 2 週間の起算日は 1 日とする。

(注 2) 各労働日の始業時刻は午前 8 時とする。

※いずれの週においても、宿泊を伴う長距離貨物運送 (1 週間における運行が全て長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、運転者の住所地以外の場所になる場合) には該当しないものとする。

1. 1 日についての最大拘束時間
2. 当該 5 週間のすべての日を特定日とした 2 日を平均した 1 日当たりの運転時間
3. 1 日を起算日とし、2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間
4. 1 日についての拘束時間が 14 時間を超える 1 週間の回数についての目安

## 5. 実務上の知識及び能力

問 24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 運行管理者は、事業用自動車の運転者が他の営業所に転出し当該営業所の運転者でなくなったときは、直ちに、運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して1年間保存している。
2. 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を1年間保存している。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対し、事業用自動車の構造上の特性、貨物の正しい積載方法など事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び自動車の運転に関して遵守すべき事項等について、適切に指導を行うとともに、その内容等について記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存している。
4. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対する業務前点呼において、酒気帯びの有無については、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認するとともに、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を1年間保存している。

問 25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車長が長い自動車は、①内輪差が大きく、左折時に左側方のバイクや歩行者を巻き込んでしまう、②狭い道路への左折時には、車体がふくらみ、センターラインをはみ出してしまう、③右折時には、車体後部のオーバーハング部が隣接する車線へはみ出して車体後部が後続車に接触する、などの事故の要因となり得る危険性を有していることを運転者に対し指導している。
2. 鉄道車両など関係法令の制限を超えた積載物を運搬する場合は、関係当局から発行された許可証を携行するとともに、許可の際に付された通行経路・通行時間等の条件を遵守し、運送するよう指導している。また、運行前には、必ず、通行経路の事前情報を入手し、許可された経路の道路状況を確認するよう指導している。
3. 国土交通大臣が認定する適性診断（以下「適性診断」という。）を受診した運転者の診断結果において、「感情の安定性」の項目で、「すぐかっとなるなどの衝動的な傾向」との判定が出た。適性診断は、性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転業務に適さない者を選任しないようにするためのものであるため、運行管理者は、当該運転者は運転業務に適しないと判断し、他の業務へ配置替えを行った。
4. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、個人差はあるが、例えばチューハイ 350 ミリリットル（アルコール 7%）の場合、概ね 2 時間とされている。事業者は、これらを参考に、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から飲酒が運転に及ぼす影響等について指導している。

問 26 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

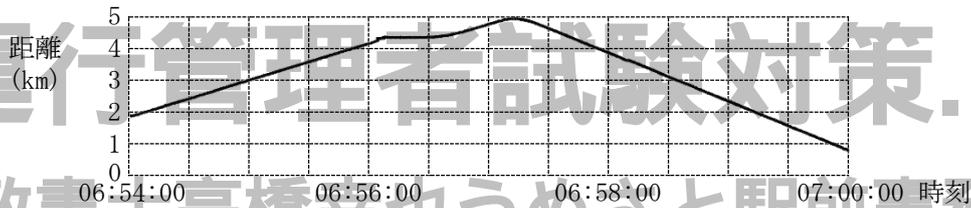
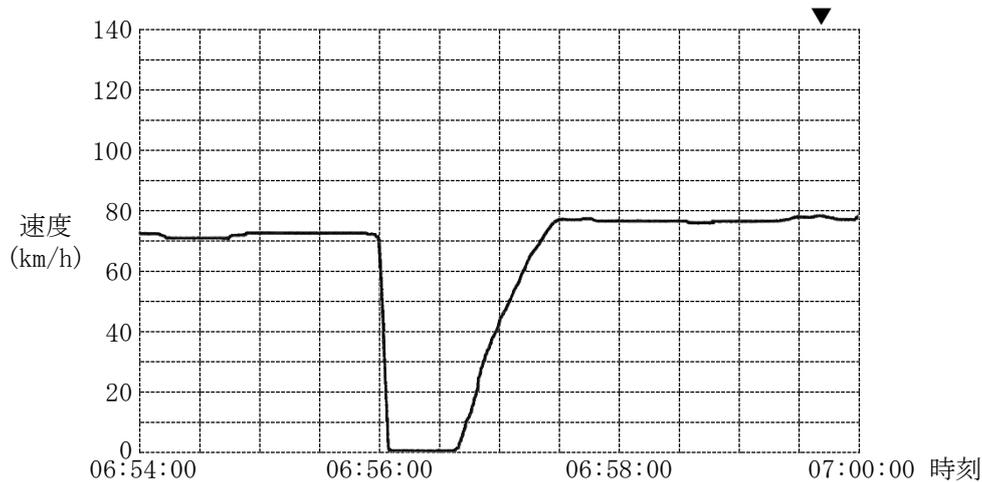
1. 自動車の運転中に、心臓疾患（心筋梗塞、心不全等）や、大血管疾患（急性大動脈解離、大動脈瘤破裂等）が起こると、ショック状態、意識障害、心停止等を生じ、運転者が事故を回避するための行動をとることができなくなり、重大事故を引き起こすおそれがある。そのため、健康起因事故を防止するためにも発症する前の早期発見や予防が重要となってくる。
2. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して5年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したものについても同様に保存している。
3. 自動車事故報告規則に基づく平成29年中のすべての事業用自動車の乗務員に起因する重大事故報告件数約2,000件の中で、健康起因による事故件数は約300件を占めている。そのうち運転者が死亡に至った事案は60件あり、原因病名別にみると、心臓疾患が半数以上を占めている。
4. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）は、大きいびきや昼間の強い眠気など容易に自覚症状を感じやすいので、事業者は、自覚症状を感じていると自己申告をした運転者に限定して、SASスクリーニング検査を実施している。

問 27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。
2. アンチロック・ブレーキシステム（ABS）は、急ブレーキをかけた時などにタイヤがロック（回転が止まること）するのを防ぐことにより、車両の進行方向の安定性を保ち、また、ハンドル操作で障害物を回避できる可能性を高める装置である。ABSを効果的に作動させるためには、できるだけ強くブレーキペダルを踏み続けることが重要であり、この点を運転者に指導する必要がある。
3. バン型トラックの後方は、ほとんど死角となって見えない状態となることから、後退時の事故の要因となることがある。その対策として、バックアイカメラを装着して、死角を大きく減少させることができるが、その使用にあたっては、バックアイカメラにも限界があり、過信しないよう運転者に指導する必要がある。
4. 車両の重量が重い自動車は、スピードを出すことにより、カーブでの遠心力が大きくなるため横転などの危険性が高くなり、また、制動距離が長くなるため追突の危険性も高くなる。このため、法定速度を遵守し、十分な車間距離を保つことを運転者に指導する必要がある。

問 28 高速自動車国道において、A自動車（車両総重量 8 トンの事業用トラック）が前方のB自動車とともにほぼ同じ速度で 50 メートルの車間距離を保ちながらB自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車とも停止した。A自動車、B自動車とも安全を確認した後、走行を開始した。この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。

なお、下図は、A自動車に備えられたデジタル式運行記録計で上記運行に関して記録された 6 分間記録図表の一部を示す。



ア 上の記録図表からA自動車の急ブレーキを操作する直前の速度を読み取ったうえで、当該速度における空走距離（危険認知から、その状況を判断してブレーキを操作するという動作に至る間（空走時間）に自動車が行った距離）を求めるとおよそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- ① 15 メートル      ② 20 メートル

イ A自動車の急ブレーキを操作する直前の速度における制動距離（ブレーキが実際に効き始めてから止まるまでに走行した距離）を 40 メートルとした場合、A自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離は、およそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- ① 55 メートル      ② 60 メートル

ウ B自動車が急ブレーキをかけA自動車、B自動車とも停止した際の、A自動車とB自動車の車間距離は、およそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合において、A自動車の制動距離及び空走時間は上記イに示すとおりであり、また、B自動車の制動距離は 35 メートルとする。

- ① 25 メートル      ② 30 メートル

問 29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は次に示す「当日の運行計画」を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

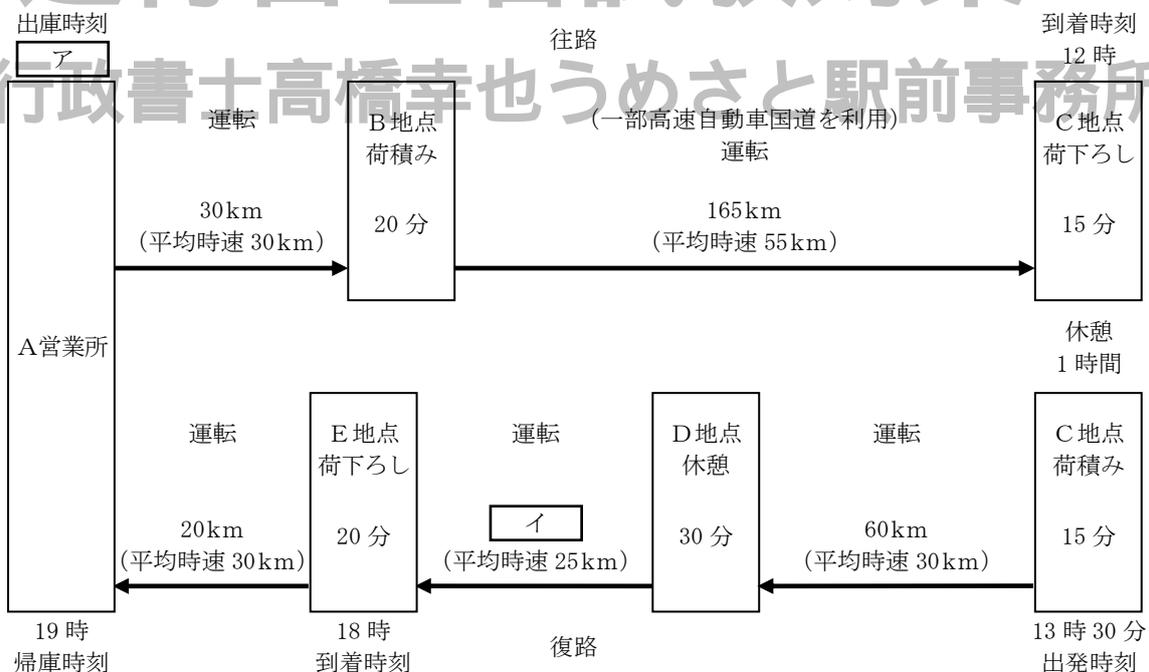
「当日の運行計画」

往路

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B地点にて20分間の荷積みを行う。
- B地点から165キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速55キロメートルで走行して、C地点に12時に到着する。15分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。

復路

- C地点にて15分間の荷積みを行い、13時30分に出発し、60キロメートル離れたD地点まで平均時速30キロメートルで走行する。D地点で30分間の休憩をとる。
- 休憩後、D地点からE地点まで平均時速25キロメートルで走行して、E地点に18時に到着し、20分間の荷下ろしを行う。
- E地点から20キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行し、19時に帰庫する。



(注)「高速自動車国道のサービスエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間を延長できる場合」には該当しないものとする。

ア C地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻「ア」について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 7時00分    ② 7時20分    ③ 7時40分    ④ 8時00分

イ D地点とE地点間の距離「イ」について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 45キロメートル    ② 50キロメートル  
③ 55キロメートル    ④ 60キロメートル

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 違反していない  
② 違反している

©運行管理者試験対策.net  
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

問30 平成28年中のトラック（最大積載量5トン以上）による死亡・重傷事故について、事業用自動車の交通事故統計及び自動車事故報告規則により提出された事故報告書に基づき、下記のとおり、事故の特徴やその要因についての分析結果が導かれた。この分析結果をもとに、【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】の中から【事故防止のための指導】として、A、B、Cに当てはまる最も直接的に有効と考えられる組合せを下の枠内の選択肢（①～⑧）からそれぞれ1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、下記に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【死亡・重傷事故の特徴】

平成28年中の最大積載量5トン以上のトラックによる死亡・重傷事故381件について、車両の走行等の態様別にみると、直進時が73%、右折時が13%、左折時が9%となっている。		
直進時の事故	右折時の事故	左折時の事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>直進時の事故のうち72%が他の車両等との事故で、このうち高速道路等での追突事故が一番多い。</li> <li>一般道路での歩行者等との事故は夜間が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>右折時の事故は、歩行者等と他の車両等との事故がそれぞれ約半数となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左折時の事故のうち70%が自転車との事故で、バス・タクシーと比べて巻き込み事故が多い。</li> </ul>



【事故の主な要因】

<ul style="list-style-type: none"> <li>(高速道路等での事故)</li> <li>故障車両などの停止車両への追突</li> <li>たばこや携帯電話の操作</li> <li>(一般道路での事故)</li> <li>飲酒運転</li> <li>動静不注意</li> <li>伝票の整理によるわき見運転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対向車から譲られた時の安全確認不足</li> <li>二輪自動車等の対向車のスピードの誤認</li> <li>対向車の後方の安全確認不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徐行・一時停止の不履行、目視不履行</li> <li>左折前の確認のみで、左折時の再度の確認の不履行</li> <li>前方車両への追従</li> <li>大回りで左折する際の対向車等への意識傾注</li> <li>車体が大きく死角が多い</li> </ul>
---	--	---



【事故防止のための指導】

A	B	C
---	---	---

【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】

- ア 右折するときは、対向車に注意して徐行するとともに、右折したその先の状況にも十分注意を払い走行するよう運転者に対し指導する。
- イ 運転中は前方不注視となるのを防ぐため、喫煙や携帯電話の使用などは停車してから行うよう運転者に対し指導する。
- ウ 右折するときは、対向車の速度が遅い場合などは自車の速度を落とさず交差点をすばやく右折するよう運転者に対し指導する。
- エ 大型車などは、内輪差が大きく、左側方の自転車や歩行者を巻き込んでしまう危険があることから、慎重に安全を確認してから左折するよう運転者に対し指導する。
- オ 右折時に対向車が接近しているときは、その通過を待つとともに、対向車の後方にも車がいるかもしれないと予測して、対向車の通過後に必ずその後方の状況を確認してから右折するよう運転者に対し指導する。
- カ 運転者の飲酒習慣を把握し、必要と考えられる運転者に対し、運転者の画像が確認できるアルコールチェッカーを運行時に携帯させ、随時運転者の飲酒状況をチェックできるようにする。
- キ 衝突被害軽減ブレーキを装着したトラックの運転者に対しては、当該装置は、いかなる走行条件においても、前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合には、確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、衝突を確実に回避できるものであることを十分理解させる。
- ク 二輪自動車は車体が小さいため速度を誤認しやすいことから、右折の際は、対向する二輪自動車との距離などに十分注意するよう運転者に対し指導する。
- （行政書士高橋宏志の法律事務所）  
ケ 左折するときは、あらかじめ交差点の手前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行するよう運転者に対し指導する。
- コ 伝票等の確認は、走行中はわき見が原因で事故につながる可能性が高いことから、安全な場所に移動し停止した後に行うよう運転者に対し指導する。
- サ 交差点を左折するときに、その進路の前方にある横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は、当該横断歩道を徐行し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行するよう運転者に対し指導する。
- シ 左折する際は、左折前の確認に加えて、左折時にも再度歩行者や自転車等がいないかをミラーや直視で十分確認するように運転者に対し指導する。

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| ① アウオ | ② アウク | ③ アオク | ④ イカキ |
| ⑤ イカコ | ⑥ イカサ | ⑦ エケサ | ⑧ エケシ |

## 令和2年度第1回試験（令和2年8月実施）解答・解説

問1	問2	問3	問4	問5	問6	
4	2,3	2	4	2,4	2,4	
問7		問8	問9	問10	問11	
A2 B2 c1	4	2	2	A1 B2 c5 D2		
問12	問13	問14	問15	問16	問17	
1	3	3	A2 B1 c1	1	1,2	
問18	問19	問20		問21	問22	問23
2,3	4	A1 B2 c2 D2	1,3	2,4	2	
問24		問25	問26		問27	
適 2,4	不適 1,3	1,2	適 1,2,3	不適 4	適 2,3,4	不適 1
問28		問29		問30		
ア2 イ2 ウ1	ア3 イ2 ウ1	A5 B3 C8				

直近5回分の過去問については、専用Webサイト(<https://www.unkan-net.com/>)で販売している【運行管理者試験合格必勝セット】に含まれる過去問題集と同一内容のものとなりますので、印刷はご遠慮ください。（※禁止設定をしております）

有料商品をサービス公開しているものですので、何卒ご理解ください。



### ●凡例

#### 1. 貨物自動車運送事業法

事業法……………貨物自動車運送事業法  
 事業法施行規則……………貨物自動車運送事業法施行規則  
 安全規則……………貨物自動車運送事業輸送安全規則  
 事故報告規則……………自動車事故報告規則  
 指導監督の指針……………貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

#### 2. 道路運送車両法

車両法……………道路運送車両法  
 車両法施行規則……………道路運送車両法施行規則  
 保安基準……………道路運送車両の保安基準  
 細目告示……………道路運送車両の保安基準の細目を定める告示  
 点検基準……………自動車点検基準

#### 3. 道路交通法

道交法……………道路交通法  
 道交法施行令……………道路交通法施行令  
 道交法施行規則……………道路交通法施行規則

#### 4. 労働基準法

労基法……………労働基準法  
 安衛法……………労働安全衛生法  
 衛生規則……………労働安全衛生規則  
 改善基準……………自動車運転者の労働時間等の改善のための基準  
 特例通達……………一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

#### 5. 実務上の知識及び能力

安全規則解釈運用……………貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問1 正解4

1. 誤り。一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない（事業法3条）。
2. 誤り。貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう（事業法2条7項）。  
「貨物軽自動車運送事業」を經營する者が利用運送を行うことや、「他の貨物軽自動車運送事業者」を利用して利用運送を行うことは該当しない。
3. 誤り。特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう（事業法2条6項）。  
「特定の者の需要に応じて、限定された貨物の集貨を行うもの」ではない。
4. 正しい。（事業法10条3項）

問2 正解2,3

1. 誤り。事業者が選任する運転者等は、日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない（安全規則3条2項）。
2. 正しい。（安全規則3条3項）
3. 正しい。（安全規則3条7項）
4. 誤り。運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録しなければならない車両は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である（安全規則9条1号）。

問3 正解2

1. 正しい。（事業法16条5項）
2. 誤り。安全管理規程を定めて国土交通大臣に届け出なければならないのは、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の保有車両数が200両以上の事業者である（事業法16条1項、安全規則2条の3）。
3. 正しい。（安全規則2条の8第1項、平成18年国土交通省告示第1091号）
4. 正しい。（安全規則2条の8第2項）

問4 正解4

1. 正しい。（安全規則解釈運用7条1.(4)）
2. 正しい。（安全規則解釈運用7条1.(5)）
3. 正しい。（安全規則7条4項、安全規則解釈運用7条2.(4)）
4. 誤り。補助者に点呼の一部を行わせる場合でも、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない（安全規則解釈運用7条1.(14)）。

問5 正解2,4

1. 誤り。事業用自動車が鉄道車両と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から30日以内に、事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない（事故報告規則2条1号、3条1項）。
2. 正しい。本肢のような「運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなった場合」には、事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない（事故報告規則2条9号）。

3. 誤り。本肢のような「5人以上の重傷者を生じた事故」を起こした場合には、**事故報告書の提出のほか**、24時間以内に事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない（事故報告規則4条1項、同項2号ロ）。**事故の速報をすることで事故報告書の提出を省略できるわけではない**。なお、本事故は「10人以上の負傷者（重傷6名＋軽傷4名）を生じた事故」にも該当しており、いずれにしても事故報告書の提出及び事故の速報を要する事故となる（同項3号）。
4. 正しい。（事故報告規則3条2項）

問6 正解 2, 4

1. 誤り。運行管理者の業務は、「自動車事故報告規則の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、**従業員に対する指導及び監督を行うこと**」である（安全規則20条1項17号）。この指導監督はすべての従業員に対して行うものであり、**「事故を発生させた運転者」に限られるわけではない**。
2. 正しい。（安全規則20条1項14号の2）
3. 誤り。**「輸送の安全に関する基本的な方針を策定すること」は事業者の義務**であり（安全規則10条5項）、運行管理者の業務ではない。運行管理者の業務は、法令の規定により、乗務員等に対する指導監督を行うことである（同規則20条1項14号）。
4. 正しい。（安全規則20条1項12号の2）

問7 正解 A2 B2 C1（指導監督の指針第2章2、3）

1. 軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の**（A＝3年）**間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させなければならない。
2. 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前**（B＝3年）**間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）に対して、特別な指導を行わなければならない。  
この指導の時期については、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後**（C＝1ヵ月）**以内に実施する。

問8 正解 4

1. 正しい。（安全規則8条1項5号、安全規則解釈運用8条1.(1)）
2. 正しい。（安全規則8条1項7号）
3. 正しい。（安全規則8条1項6号ロ、安全規則解釈運用8条1.(3)）
4. 誤り。車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の運行の業務に従事した場合には、**「貨物の積載状況」を「業務の記録」に記録させなければならない**（安全規則8条1項6号イ）。**運行指示書に「貨物の積載状況」が記載されている場合でも「業務の記録」への当該事項の記録を省略することはできない**。

問9 正解 2

1. 正しい。（車両法16条2項1号）
2. 誤り。臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から**5日以内**に、臨時運行許可証等を行政庁に返納しなければならない（車両法35条6項）。
3. 正しい。（車両法69条1項1号）
4. 正しい。（車両法12条1項）

問10 正解2

1. 正しい。（車両法94条の5第11項）
2. 誤り。初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量8トン(8,000キログラム)

未満の貨物自動車の自動車検査証の有効期間は2年である(車両法61条2項1号)。

3. 正しい。(車両法70条)
4. 正しい。(車両法66条5項)

#### 問11 正解 A1 B2 C5 D2

(車両法59条1項、62条1項、67条1項、61条の2第1項)

1. 登録を受けていない道路運送車両法第4条に規定する自動車又は同法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う(A=新規検査)を受けなければならない。
2. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う(B=継続検査)を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から(C=15日)以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
4. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、(D=継続検査)を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

#### 問12 正解 1

1. 誤り。自動車の前面ガラス及び側面ガラスにフィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるものでなければならない(細目告示195条5項7号)。
2. 正しい。(保安基準8条4項、5項)
3. 正しい。(細目告示210条1項3号、4号)
4. 正しい。(保安基準2条1項)

#### 問13 正解 3

1. 正しい。(道交法20条1項)
2. 正しい。(道交法33条1項)
3. 誤り。車両は、道路外の施設又は場所に入出入りするためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない(道交法17条1項、2項)。
4. 正しい。(道交法75条の4、道交法施行令27条の3)

#### 問14 正解 3

1. 正しい。(道交法28条1項、2項)
2. 正しい。(道交法32条)
3. 誤り。車両は、優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分においては、他の車両(特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない(道交法30条3号)。
4. 正しい。(道交法26条の2第2項)

問 15 正解 A2 B1 C1 (道交法 65 条 1 項～4 項、117 条の 2 の 2 第 1 項 3 号、  
道交法施行令 44 条の 3)

- (1) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- (2) 何人も、酒気を帯びている者で、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、(A=車両等を提供)してはならない。
- (3) 何人も、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- (4) 何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が(1)の規定に違反して運転する(B=車両に同乗)してはならない。
- (5) (1)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液 1 ミリリットルにつき 0.3 ミリグラム又は呼気 1 リットルにつき (C=0.15) ミリグラム以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

問 16 正解 1

1. 誤り。車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない(道交法 36 条 3 項)。
2. 正しい。(道交法 36 条 4 項)
3. 正しい。(道交法 34 条 1 項)
4. 正しい。(道交法 34 条 6 項)

問 17 正解 1, 2

1. 正しい。(道交法 103 条 1 項 8 号)
2. 正しい。(道交法 101 条の 4 第 1 項)
3. 誤り。車両等は、横断歩道等に接近する場合において、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない(道交法 38 条 1 項)。
4. 誤り。この道路標識は、「車両は、8 時から 20 時までの間は駐車してはならない。」ことを示している(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 3 条、別表第二)。

問 18 正解 2, 3

1. 誤り。労働者名簿、賃金台帳など労働関係に関する重要な書類は、5 年間(※ただし、経過措置により当分の間は 3 年間)保存しなければならない(労基法 109 条)。
2. 正しい。(労基法 32 条 1 項、2 項)
3. 正しい。(労基法 34 条 1 項)
4. 誤り。労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3 年(法令に規定する所定の労働契約にあっては、5 年)を超える期間について締結してはならない(労基法 14 条 1 項)。

問 19 正解 4

1. 正しい。(衛生規則 43 条)
2. 正しい。(衛生規則 51 条の 4)。
3. 正しい。(衛生規則 45 条 1 項)
4. 誤り。深夜業に従事する労働者の健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は、当該健康診断の結果を証明する書面が事業者へ提出された日から 2 ヶ月以内に行わなければならない(衛生規則 51 条の 2 第 2 項 1 号)。

問 20 正解 A1 B2 C2 D2 (改善基準 1 条)

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法第 9 条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の (A=労働時間) 等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
2. (B=労働関係の当事者) は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その (C=向上) に努めなければならない。
3. 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、(D=労働時間を延長し)、又は休日に労働させるための時間外・休日労働協定をする場合において、改善基準告示に定める所定の事項に十分留意しなければならない。

問 21 正解 1, 3

1. 正しい。(改善基準 4 条 1 項 1 号)
2. 誤り。後半の記述が誤り。記述のような「宿泊を伴う長距離貨物運送」の場合には、当該 1 週間について 2 回 に限り最大拘束時間を 16 時間とすることができる(改善基準 4 条 1 項 3 号)。その他の記述は正しい。
3. 正しい。(改善基準 4 条 4 項 3 号)
4. 誤り。後半の記述が誤り。休息期間を分割して与える場合、分割された休息期間は、1 回当たり連続 3 時間以上 としなければならない(改善基準 4 条 4 項 1 号)。その他の記述は正しい。

問 22 正解 2, 4

(1) 各日の拘束時間について

トラック運転者の 1 日の拘束時間は、「始業時刻から起算して 24 時間のなかで拘束されていた時間」をいう(改善基準 4 条 1 項 3 号)。  
したがって、各日の拘束時間は以下ようになる。

- ・ 1 日目：6:30～18:40+2 日目の 5:00～6:30=13 時間 40 分

(※1 日目の拘束時間は、「1 日目の 6:30～2 日目の 6:30 の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「2 日目の 5:00～6:30」は 1 日目の拘束時間にも含まれる)

- ・ 2 日目：5:00～17:05=12 時間 5 分
- ・ 3 日目：5:30～17:50=12 時間 20 分

(2) 連続運転時間について

連続運転時間（1 回がおおむね連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は、4 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 7 号)。

また、運転の中断は、原則として「休憩」を与えるものとされている(同項 8 号)。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、「30 分以上の運転中断」をしているかどうかで判断するが、この「30 分以上の運転中断」については、少なくとも 1 回につき「おおむね連続 10 分以上」とした上で分割することもできる。(※「5 分以内」の中断は、「おおむね連続 10 分以上」と乖離しているため、運転中断の時間として扱われない)

つまり、“運転時間の合計が 4 時間を超える前に「合計 30 分以上の運転中断」をしなければならない(=「運転中断の時間が合計 30 分に達した時点」で連続運転時間がリセットされる)”ということであり、「合計 30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えてしまった場合、改善基準に違反する。

以上を踏まえ、連続運転時間の違反の有無は以下のように判断する。

1 日目の運転状況を見ると、前半は、まず 2 時間の運転後に 30 分の休憩をしているので問題なく、その後、4 時間以内の運転 (1 時間+1 時間 20 分=2 時間 20 分) 後に 1 時間の休憩をしているので問題ない。

しかし、後半 (4 回目の運転～) を見ると、〔運転 2 時間 30 分⇒休憩 10 分⇒運転 1 時間⇒休憩 15 分⇒運転 1 時間〕という運転状況であり、「30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えている (=4 時間 30 分) ので、改善基準に違反している。

2 日目の運転状況を見ると、前半 (最初の休憩:30 分まで) は、4 時間以内の運転 (1 回目:1 時間+2 回目:1 時間=2 時間) 後に 30 分の休憩をしているので問題ない。

中間 (3 回目の運転～2 回目の休憩:1 時間まで) も、4 時間以内の運転 (3 回目:1 時間 30 分+4 回目:1 時間=2 時間 30 分) 後に 1 時間の休憩をしているので問題ない。

しかし、後半 (5 回目の運転～) を見ると、〔運転 3 時間⇒休憩 10 分⇒運転 1 時間 10 分〕という運転状況であり、「30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えている (=4 時間 10 分) ので、改善基準に違反している。

3 日目の運転状況を見ると、前半は、まず、2 時間の運転後に 30 分の休憩をしているので問題なく、その後、4 時間以内の運転 (2 時間+1 時間=3 時間) 後に 1 時間の休憩をしているので問題ない。

後半 (4 回目の運転～) は、最後の休憩 (5 分) が「おおむね連続 10 分以上」に該当しないので運転中断の時間として扱われないが、4 時間の運転 (4 回目:2 時間+5 回目:1 時間+6 回目:1 時間) 後に乗務を終了しているので問題ない。

## 問 23 正解 2

1. 違反していない。宿泊を伴う長距離貨物運送に該当しない場合、1 日の最大拘束時間については、15 時間を超えてはならない (改善基準 4 条 1 項 3 号)。

本問の勤務状況を見ると、拘束時間が 15 時間を超えている日はないので、改善基準に違反していない。

2. 違反している。1 日の運転時間については、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間を超えてはならない (改善基準 4 条 1 項 6 号)。

1 日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として前後 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに 9 時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。(※「どちらも 9 時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが 9 時間を超えている場合」は違反にはならない！)

本問の勤務状況を見ると、9 日を特定日とした場合、「特定日の前日 (8 日) と特定日 (9 日) の運転時間の平均」が  $(9 \text{ 時間} + 10 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ 、「特定日 (9 日) と特定日の翌日 (10 日) の運転時間の平均」が  $(10 \text{ 時間} + 9 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$  であり、どちらも 9 時間を超えているため、改善基準に違反している。

3. 違反していない。1 週間の運転時間については、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えてはならない (改善基準 4 条 1 項 6 号)。

1 週間の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに平均を計算し、「2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 44 時間を超えている場合」は改善基準に違反していることになる。

本問の場合、問題の表の下に「(注 1) 2 週間の起算日は 1 日とする。」との注意書きがあるので、1 日を起算日として 2 週間ごとに区切り、「第 1 週～第 2 週 (1 日～14 日) の運転時間の平均」と「第 3 週～第 4 週 (15 日～28 日) の運転時間の平均」でそれぞれ違反の有無を判断する。(※「1 日から 2 週間ごと」に区切って考えるので、「第 2 週～第 3 週 (8 日～21 日) の運転時間の平均」を考慮する必要はない)

本問の勤務状況を見ると、「第 1 週と第 2 週の運転時間の平均」は  $(43 \text{ 時間} + 45 \text{ 時間}) \div 2 = 44 \text{ 時間}$  で、44 時間を超えていないので改善基準に違反していない。「第

3週と第4週の運転時間の平均」も $(44\text{時間}+44\text{時間})\div 2=44\text{時間}$ で、44時間を超えていないので改善基準に違反していない。

4. **違反していない。**1日についての拘束時間が14時間を超える回数については、できるだけ少なくするよう努めなければならない(改善基準4条1項4号)、その目安は、1週間について2回までとされている。

本問の勤務状況を見ると、拘束時間が14時間を超えている日の回数は、第1週は0回、第2週は1回(9日)、第3週は2回(15日、17日)、第4週は1回(25日)、第5週は0回であり、いずれの週も2回以内なので目安に違反していない。

#### 問24 正解 適2,4 不適1,3

1. **適切でない。**記述のような「運転者でなくなった者に係る運転者等台帳」は、3年間保存しなければならない(安全規則9条の5第2項)。
2. **適切。**運行記録計の記録について適切な記述である(安全規則9条)。
3. **適切でない。**記述のような「運転者に対する指導の記録」は、3年間保存しなければならない(安全規則10条1項)。
4. **適切。**点呼の記録について適切な記述である(安全規則7条5項)。

#### 問25 正解 1,2

1. **適切。**車長が長い自動車を運転する際の注意点について適切な記述である。
2. **適切。**いわゆる制限外積載許可について適切な記述である。なお、運搬に使用する車両によっては、さらに特殊車両通行許可が必要となる場合もある。
3. **適切でない。**適性診断は、運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するように動機付けを行うことにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものではない。
4. **適切でない。**飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安は、個人差はあるが、アルコール7%のチューハイ350ミリリットルの場合、概ね4時間とされている。(※アルコール5%のビール500ミリリットルの場合も同様)

#### 問26 正解 適1,2,3 不適4

1. **適切。**運転者の健康管理について適切な記述である。
2. **適切。**健康診断個人票の作成等について適切な記述である。健康診断個人票は「5年間」保存する(衛生規則51条)。
3. **適切。**事業用自動車の事故統計等について適切な記述である。平成29年中の事業用自動車の乗務員に起因する重大事故報告件数は1,930件であり、このうち、運転者の健康状態に起因する事故件数は298件であった。このうち運転者が死亡に至った事案は60件あり、原因病名別にみると、心臓疾患が36件であった。
4. **適切でない。**睡眠時無呼吸症候群は、大きないびきや昼間の強い眠気などの症状がみられるが、疲労によるものだと思ってしまうこともあり、自覚しにくい病気である。したがって、運転者全員に対し、定期的にスクリーニング検査を実施することが望ましい。

#### 問27 正解 適2,3,4 不適1

1. **適切でない。**②の記述が適切ではない。四輪車を運転する場合、二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が遠くに見えたりする特性がある。
2. **適切。**アンチロック・ブレーキシステムについて適切な記述である。効果的に作動させるためには、「できるだけ強くブレーキペダルを踏み続けること」が重要である。
3. **適切。**死角について適切な記述である。
4. **適切。**遠心力等について適切な記述である。速度が速くなるほど遠心力は大きくなり、また、慣性力も大きくなるため制動距離が長くなる。

## 問 28 正解 ア 2 イ 2 ウ 1

### ア A 自動車の空走距離

まず、デジタル式運行記録計の記録図表を見ると、6時56分に急激に速度が落ちて(=急ブレーキをかけて)おり、急ブレーキをかける直前の速度は時速70kmを少し超えた程度(72km/h程度)であることがわかる。

本問で求める「空走距離」とは、問題文にあるように、「空走時間に自動車が行った距離」のこといい、本問では空走時間を1秒間としているので「空走距離=1秒間に走行した距離」となる。

時速72kmで走行中の自動車の場合、1時間(=3,600秒)で72km(=72,000m)の距離を走行することになるので、空走距離は、 $72,000\text{m} \div 3,600\text{秒} = \underline{20\text{m}}$ となる。

### イ A 自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離

「危険を認知してから停止するまでに走行した距離」(停止距離)は、「空走距離+制動距離」で求めることができる。

A自動車の空走距離は20m(※アの解答より)、制動距離は40m(※本問の問題文より)なので、A自動車の停止距離は、空走距離20m+制動距離40m= $\underline{60\text{m}}$ となる。

### ウ B 自動車が急ブレーキをかけA自動車、B自動車とも停止した際の、A自動車とB自動車の車間距離

A自動車は、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認めてから急ブレーキをかけているので、停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は、走行時の車間距離(50m)から「A自動車の空走距離」及び「A自動車とB自動車の制動距離の差」の分だけ縮まっていることになる。

A自動車の空走距離は20m(※アの解答より)、制動距離は40m(※イの問題文より)であり、B自動車の制動距離は35m(※本問の問題文より)なので、A自動車とB自動車の制動距離の差は $40\text{m} - 35\text{m} = 5\text{m}$ になる。

したがって、停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は、 $50\text{m} - 20\text{m} - 5\text{m} = \underline{25\text{m}}$ となる。

## 問 29 正解 ア 3 イ 2 ウ 1

### ア C地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻

「C地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻」を求めるには、「A営業所～C地点までの所要時間」を求める必要がある。

運転時間は「距離÷時速」で求めることができるので、A営業所～B地点の運転時間が $30\text{km} \div 30\text{km/h} = 1\text{時間}$ 、B地点～C地点の運転時間が $165\text{km} \div 55\text{km/h} = 3\text{時間}$ であり、途中B地点で20分間の荷積みをしているので、A営業所～C地点までの所要時間は4時間20分(A営業所～B地点まで運転1時間+B地点での荷積み20分+B地点～C地点まで運転3時間)である。

したがって、A営業所の出庫時刻は、C地点到着時刻である12時の4時間20分前であり、 $\underline{7時40分}$ となる。

### イ D地点とE地点間の距離

「D地点とE地点間の距離」を求めるには、「D地点～E地点間の運転時間」を求める必要があるが、そのためには、まず、D地点の出発時刻を求める。

C地点の出発時刻が13時30分であり、C地点～D地点の運転時間は $60\text{km} \div 30\text{km/h} = 2\text{時間}$ なので、D地点の到着時刻は15時30分である。そして、D地点では30分の休憩をとっているため、D地点の出発時刻は16時である。

D地点を16時に出発し、E地点への到着時刻が18時なので、D地点～E地点間の運転時間は2時間である。

距離は「時速×運転時間」で求めることができるので、D地点～E地点の距離は、 $25\text{km/h} \times 2\text{時間} = \underline{50\text{km}}$ となる。

### ウ 連続運転時間の違反の有無

問 22 の解説にもあるように、連続運転時間は 4 時間を超えてはならない。

設問ア及びイで計算した運転時間を当てはめると、運転状況は以下のようになる。  
 なお、E 地点～A 営業所までの運転時間は、 $20\text{km} \div 30\text{km/h} = 2/3 \text{ 時間} = 40 \text{ 分}^*$ である。

※「 $2/3 \text{ 時間} = 40 \text{ 分}$ 」がわかりづらい場合、「1 時間(60 分)を 3 つに分割したうちの 2 つ」とイメージするとよい！

← 1 時間(60 分) →		
20 分	20 分	20 分

← 往路 →			C 地点					← 復路 →				
A 営業所	運転 1 時間	B 地点 (荷積み) (20 分)	運転 3 時間	(荷下し) (15 分)	運転中断 休憩 1 時間	(荷積み) (15 分)	運転 2 時間	D 地点 運転中断 休憩 30 分	運転 2 時間	E 地点 (荷下し) (20 分)	運転 40 分	A 営業所

往路については、4 時間の運転 (1 時間+3 時間) に対し、C 地点で 1 時間の休憩をしているので問題ない。

復路も、まず 2 時間の運転後に D 地点で 30 分の休憩をしているので問題なく、その後も 4 時間以内の運転 (2 時間+40 分=2 時間 40 分) 後に乗務を終了しているので問題ない。

したがって、連続運転時間は 4 時間を超えておらず、改善基準に違反していない。

### 問 30 正解 A5 B3 C8

※本問については、問題で問われている「事故防止のための指導として最も直接的に有効なもの」を考える前に、まず肢ア～シの内容を一読し、「そもそも指導内容として適切ではないもの (=法令に違反するようなもの)」を削除していった方が解答しやすい。

肢ア～シの各肢の内容を読むと、以下の理由により「肢ウ」「肢キ」「肢サ」は、そもそも指導内容として適切ではないことがわかる。

ウ 右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を徐行しなければならない (道交法 34 条 2 項)。

したがって、「速度を落とさず交差点をすばやく右折するよう指導すること」は適切ではない。

キ 衝突被害軽減ブレーキは、レーダー等で検知して前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに衝突する可能性が高くなると自動的にブレーキが作動し、衝突による被害を軽減させるためのものであり、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがある。

したがって、「いかなる走行条件においても、衝突を確実に回避できるものであると指導すること」は適切ではない。

サ 車両は、横断歩道に接近する場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない (道交法 38 条 2 項)。

したがって、「進路の前方にある横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合において、横断歩道を徐行するよう指導すること」は適切ではない。

以上により、この時点で「肢ウ」「肢キ」「肢サ」のいずれかが含まれる選択肢①②④⑥⑦は解答にはなり得ず、残った選択肢③⑤⑧について、「直進、右折、左折どの場合における指導内容なのか」を考えると容易に解答できる。

各肢の内容を読むと、「③アオク」は右折時、「⑤イカコ」は直進時、「⑧エケシ」は左折時の指導であることがわかるので (※特に右折時と左折時の指導がわかりやすい)、事故防止のための指導として最も直接的に有効と考えられる組合せは、A⑤B③C⑧となる。

※上記が効率的な解き方であるが、正攻法で解く場合は、【死亡・重傷事故の特徴】と【事故の主な要因】を読み、それぞれに対応する指導内容が書かれた肢を選択していく。

- ア 右折時の【死亡・重傷事故の特徴】には「歩行者等との事故が半数であること」が、また、【事故の主な要因】には、「対向車から譲られた時の安全確認不足」が挙げられているので、右折時の事故防止のための指導（B）として直接的に有効である。
- イ 直進時の【事故の主な要因】には「たばこや携帯電話の操作」が挙げられているので、直進時の事故防止のための指導（A）として直接的に有効である。
- ウ 前述通り、そもそも指導内容として適切ではない。
- エ 左折時の【死亡・重傷事故の特徴】には「自転車の巻き込み事故が多い」ことが挙げられているので、左折時の事故防止のための指導（C）として直接的に有効である。
- オ 右折時の【事故の主な要因】には「対向車の後方の安全確認不足」が挙げられているので、右折時の事故防止のための指導（B）として直接的に有効である。
- カ 直進時の【事故の主な要因】には「飲酒運転」が挙げられているので、直進時の事故防止のための指導（A）として直接的に有効である。
- キ 前述通り、そもそも指導内容として適切ではない。
- ク 右折時の【事故の主な要因】には「二輪自動車等の対向車のスピードの誤認」が挙げられているので、右折時の事故防止のための指導（B）として直接的に有効である。
- ケ 左折時の【事故の主な要因】には「徐行、一時停止の不履行、目視不履行」や「大回りで左折する際の対向車等への意識傾注」が挙げられているので、左折時の事故防止のための指導（C）として直接的に有効である。
- コ 直進時の【事故の主な要因】には「伝票の整理によるわき見運転」が挙げられているので、直進時の事故防止のための指導（A）として直接的に有効である。
- サ 前述通り、そもそも指導内容として適切ではない。
- シ 左折時の【事故の主な要因】には「左折前の確認のみで、左折時の再度の確認の不履行」や「車体が大きく死角が多いこと」が挙げられているので、左折時の事故防止のための指導（C）として直接的に有効である。